

日薬連発第 137 号
2025 年 2 月 26 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

新たに追加された一般的名称の製品群への該当性について（通知）

標記について、令和 7 年 2 月 26 日付け医薬監麻発 0226 第 1 号にて厚生労働省 医薬局 監視指導・麻薬対策課長より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

医薬監麻発0226第4号
令和7年2月26日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

新たに追加された一般的名称の製品群への該当性について（通知）

標記について、令和7年2月26日付け医薬監麻発0226第1号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知をもって、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、貴団体会員等に対し周知のほどお願いいたします。



別添

医薬監麻発0226第1号
令和7年2月26日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

新たに追加された一般的名称の製品群への該当性について（通知）

医療機器及び体外診断用医薬品の一般的名称の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の5第8項第1号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令」（平成26年厚生労働省令第95号）別表第1及び別表第2に定める区分への該当性については、「医療機器及び体外診断用医薬品の製品群の該当性について」（平成26年9月11日付け薬食監麻発0911第5号。以下「製品群該当性通知」という。）によりお示ししているところです。

今般、令和7年2月26日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器等の一部を改正する件」（令和7年厚生労働省告示第38号）を告示したことに伴い、製品群該当性通知の一部を下記のとおり改正しますので、貴管内関係業者、関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付しています。

記

製品群該当性通知別紙 1

別表 第 1	別表 第 2	クラス 分類	一般的名称	該当製品群	備考欄 番号
1208	-	IV	心臓・中心循環系用結さつ器	区分なし（一般的名称単位とする）	1-00

の項の次に次のように加える。

1210	-	IV	薬剤溶出型吸収性下肢動脈用ステント	金属製のステント	1-01
				ステント	1-02